

# 「営業店のための事業再生と 転廃業支援がよくわかる講座」 追補資料

本資料は、特に断らない限り、2022年3月23日時点における情報等に基づいて記述されています。



## 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の公表

全国銀行協会は2022年3月4日、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という）を公表しました。本ガイドラインでは、中小企業者の「平時」や「有事」の各段階において、中小企業者・金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化し、事業再生等に関する基本的な考え方を示すとともに、より迅速に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続として「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」（以下、「中小企業版私的整理手続」という）を定め、同年4月15日から適用されます。

他の私的整理手続と同様に、要件を満たす再生計画にすべての債権者が同意することで、同計画に基づく債務整理が可能になります。一方、2001年に大企業等の利用を念頭に置いて策定された「私的整理ガイドライン」とは異なり、中小企業版私的整理手続では、支援開始段階での詳細な計画の策定は不要であり、経営者の退任は必須としないほか、債務超過の解消を実現する期限は5年以内とするなど、中小企業の経営実態を踏まえた緩やかな要件を設定しています【資料1（ポイント①）】。また、「再生型」に加えて「廃業型」の手続きが設けられており、円滑な事業再生や廃業を実行できるよう、中小企業の特徴が考慮されたうえで策定されています。

【資料1】

### 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の中小企業版私的整理手続のポイント

#### ポイント①：中小企業の実態を踏まえたプロセスや事業再生計画の基準を明確化

	本ガイドライン手続	【参考】私的整理ガイドライン（2001年）
元本等返済の一時停止のタイミング	事業再生計画案の <b>策定前</b> (債権放棄案件であっても再生の基本方針で可)	再建計画案提示と同時
実質債務超過解消までの年数	<b>5年以内</b> を目処 (* 小規模事業者の債務猶予案件は更に緩和)	3年以内を目処
経営者責任の扱い	感染症等の影響に配慮しつつ、 <b>経営者責任を明確化</b>	退任が原則

#### ポイント②：独立・公平な立場の第三者支援専門家（弁護士、会計士等）による支援

- 独立・公平な立場の**第三者支援専門家**（再生実務経験がある弁護士、会計士等で適格認定を得たもの）が、事業再生計画案の調査報告書の策定等を行い、**円滑な事業再生等までのプロセスを支援**
- 中小企業再生支援全国本部及び事業再生実務家協会において、**第三者支援専門家候補をリスト化**。

→ 別途、第三者支援専門家や債務者を支援する外部専門家に係る費用を補助（次ページ参照）

（出所）経済産業省・金融庁・財務省「中小企業活性化パッケージ（関連施策集）」

また、中小企業版私的整理手続では、弁護士等の専門家が、中小企業による再生計画の策定を第三者の立場から支援することとされています【資料1（ポイント②）】。政府は、2022年3月4日に公表した「中小企業活性化パッケージ」において、専門家に支払う費用の支援制度の創設を盛り込んでいます【資料2】。

## 「経営改善計画策定支援事業」の新ガイドライン枠（概要）

---

### 1. 主な補助対象要件

- ① 「中小企業に関する事業再生等に関するガイドライン」の中小企業版私的整理手続きに基づき私的整理を行うこと
- ② 認定経営革新等支援機関による計画策定支援等を受けていること

### 2. 補助率・補助上限

- ① 補助率：2/3
- ② 補助上限：1 案件につき、上限計700万円

（DD費用等：上限300万円／計画策定支援費用：上限300万円／伴走支援費用：上限100万円）

### 3. その他

- 経営革新等支援機関の認定を受けた外部専門家、第三者支援専門家（補佐人含む）の費用が対象。
- 複数の認定経営革新等支援機関が関与する場合も上限は計700万円。

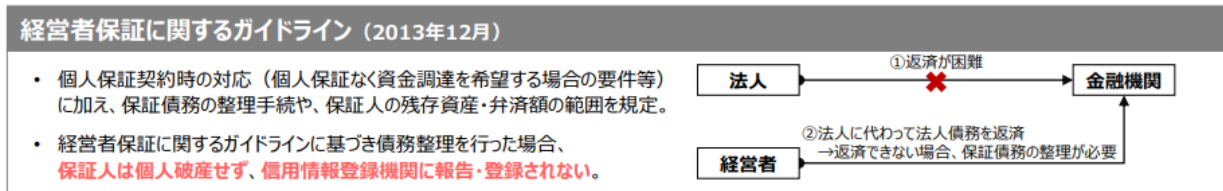
（出所）経済産業省・金融庁・財務省「中小企業活性化パッケージ（関連施策集）」

## 「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的な考え方」の公表

日本商工会議所と全国銀行協会は2022年3月4日、「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的な考え方」（以下、「本基本的な考え方」という）を公表しています。本基本的な考え方は、中小企業の廃業時に焦点を当て、中小企業の経営規律の確保に配慮しつつ、現行の「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を明確化したものです【資料3】。中小企業の倒産時における経営者の個人破産を可能な限り回避することで、事業再生や円滑な廃業に向けた早期の決断を促すことを目的としています。

### 【資料3】

- 中小企業の廃業時における**経営者の個人破産回避**に向け、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、**金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**。



その後も、中小企業の廃業時に**個人保証を行う経営者が個人破産となるケースが多く、事業再生の早期決断の大きな阻害要因**になっているとの指摘あり。

### 廃業時における経営者保証ガイドラインの基本的考え方（2022年3月4日公表）

#### 1. 債権者の対応の明確化

- **個人破産の回避**に向け、保証人等から、保証債務の整理の申出・協議を受けた場合には、**ガイドラインに基づく保証債務の整理に誠実に対応**。
- 保証人の保証履行能力の状況によっては、保証人が対象債権者に対し、**弁済する金額が無い計画（ゼロ円弁済）も許容され得る**ことに留意。

#### 2. 債務者・保証人の対応の明確化

- 廃業の検討に至った場合、直ちに債権者に申し出、**財産状況等について適宜適切に開示**。
- 従業員・取引先等の地域経済への影響も踏まえ、迅速かつ誠実に対応。

#### 3. 債務整理を支援する弁護士等の支援専門家

- **保証人に破産手続を安易に勧めるのではなく**、ガイドラインに基づく保証債務の整理が可能であるか、保証人の意向を踏まえ、十分検討。

（出所）経済産業省・金融庁・財務省「中小企業活性化パッケージ（関連施策集）」

以上

「営業店のための事業再生と転廃業支援がよくわかる講座」追補資料

2022年3月 株式会社きんざい 発行

禁無断転載